

平成 22 年 3 月 31 日付け佐賀県公報号外第 4 号中訂正

佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則（佐賀県規則第 19 号）中

ページ	2	箇所	左から 8 行目
誤		(3) 表面改質	
正		(3) 表面改質 (工業関係) ア 電極形成装置によるもの	" 7,220 円
ページ	2	箇所	左から 7 行目
誤		(2) 表面改質	
正		(2) 表面改質 (工業関係) ア 電極形成装置によるもの	1 時間 7,220 円